



許可番号 03717116982

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県三豊市高瀬町比地中353番地6  
氏名 有限会社協同回収  
取締役 柴田加子  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 浜田 恵造



許可の年月日 平成27年5月25日

許可の有効年月日 平成32年5月12日

## 1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含む。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鋳さい ⑯がれき類 ⑰家畜のふん尿 ⑱家畜の死体 ⑲ばいじん (ただし、⑥、⑬及び⑭にあっては自動車等破砕物を除き、⑥、⑬及び⑯にあっては、石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面記載のとおり。

3. 許可の条件

上記の積替保管場所又はその設置場所を変更する場合には、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成17年5月13日 (当初許可)
- 平成22年5月24日 (更新許可)
- 平成24年8月27日 (変更許可)
- 平成27年5月11日 (変更許可)
- 平成27年5月25日 (更新許可)
- 平成28年3月17日 (積替え保管場所の変更により書換え交付)
- 平成30年5月7日 (積替え保管場所の変更により書換え交付)

5. 積替え許可の有無

~~有~~・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~・無

以下 余 白

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 設置場所：香川県丸亀市土器町北一丁目32番地 以上

面積：13.3㎡

最大積上高：1.2m

保管上限：16.0㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類（ただし、①、⑥及び⑦にあつては自動車等破砕物を除き、①、⑦及び⑧にあつては、石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上

(2) 設置場所：香川県丸亀市土器町北一丁目32番地 以上

面積：9.7㎡

最大積上高：2.0m

保管上限：19.4㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、3種類とも自動車等破砕物を除き、①にあつては、石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上

(3) 設置場所：香川県丸亀市土器町北一丁目32番地 以上

面積：2.3㎡

最大積上高：0.8m

保管上限：1.8㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①汚泥 ②廃プラスチック類 ③金属くず（3種類とも廃蓄電池に限る。） 以上

(4) 設置場所：香川県三豊市詫間町詫間字経面2112番160 以上

面積：13.3㎡

最大積上高：1.2m

保管上限：16.0㎡

積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類（ただし、①、⑥及び⑦にあつては自動車等破砕物を除き、①、⑦及び⑧にあつては、石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上

以下 余 白